

第3次青森県障害者計画の改訂について

1 計画改訂の趣旨

- 本計画は障害者基本法(第11条)に基づき、国の障害者基本計画を基本として県が定めることとされている。
- 本県の障害者施策を推進するための基本的指針となる総合的な計画となる。
- 計画期間:2013(平成25)年度~2022年度(10年間)
- 本計画は、国の障害者施策の状況変化や社会情勢の変化に対応するため、策定から概ね5年後に見直しを行うこととしていたが、平成30年3月に国の障害者基本計画(第4次)が策定されたこと等を踏まえ、今年度に改訂することとしたもの。

2 現状

- 国の状況変化(法令・計画等)
 - ・障害者の権利に関する条約の発効(平成26年2月)
 - ・障害者差別解消法の施行(平成28年4月)
 - ・児童福祉法の改正(平成28年6月、30年4月)
 - ・障害者基本計画(第4次)の策定(平成30年3月)
 - ・障害者総合支援法の改正(平成30年4月)
- 本県の状況変化
 - ・障害福祉サービス実施計画(第4期計画)の策定(平成27年3月)
 - ・青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザインの策定(平成28年3月)
 - ・障害福祉サービス実施計画(第5期計画)の策定(平成30年3月)

3 主な変更点

- 障害者差別解消法の施行に伴う取組について追加(施策の柱※)2)
 - ・同法及び同法に基づく差別解消相談窓口の普及啓発
 - ・窓口における相談者への対応
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い新設されたサービスについて追加(施策の柱2)
 - ・就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援等
- 児童福祉法の改正に伴う医療的ケア児への支援について追加(施策の柱2)
- 防災対策について、DPAT及びDCATに関する記載を追加(施策の柱3)
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する記載について追加(施策の柱4)
- 自殺対策について、ゲートキーパーに関する記載を追加(施策の柱4)

(※)次頁の「施策の柱(分野別)」と対応

概要

1 基本理念

「だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会をめざして」

インクルーシブ社会の理念を踏まえ、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

2 計画期間

2013(平成25)年度～2022年度 (10年間)
※概ね5年後に見直し←今回

3 各分野に共通する横断的視点

- 共生…共に支え合いながら生活できる社会をめざす
- 自立…障害者の自己決定により社会に参加できる社会をめざす
- 安心…安心して生活できる社会をめざす

4 推進体制

- ・進捗状況の管理・評価
- 障害者施策推進協議会による実施状況の評価

施策の柱(分野別)

1. 障害・障害者への理解促進と共生

障害・障害者への理解促進、広報・啓発

2. 生活支援の充実

利用者本位の生活支援体制の整備、障害者の権利擁護の推進、障害福祉サービス等の充実、地域生活支援サービスの充実等

3. 生活環境の充実

福祉のまちづくりの推進、ユニバーサルデザインの普及、移動・交通対策の推進等

4. 保健・医療の充実

保健・医療の充実

5. 教育の充実

特別支援教育の充実、特別支援教育や障害児(者)に対する理解・啓発の推進等

6. 雇用・就業の促進

雇用の促進と職場定着、障害者の職業能力開発の推進、一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化

7. 情報バリアフリー化の推進

情報バリアフリー化の推進、視覚、聴覚障害者の日常生活意思疎通支援

8. スポーツ・文化・芸術活動への参加

スポーツ・文化・芸術活動への参加促進